

郵政民営化後の郵便貯金・簡易生命保険等の保護について

郵便貯金等

(1) 民営化までに、郵便局において預入した郵便貯金等

これらの郵便貯金等については、下記表の通り、その種類に応じ、ゆうちょ銀行又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に承継され、預金保険制度又は政府保証により保護されます。

民営化までに預入した郵便貯金等	民営化後の承継先	民営化後の保護の枠組み
通常郵便貯金 郵便振替口座の預り金	ゆうちょ銀行	預金保険制度による保護(注2)
定期性の郵便貯金等(注1) 〔定額・定期・積立・住宅積立・ 教育積立郵便貯金 等〕	独立行政法人郵便貯金・ 簡易生命保険管理機構	政府による 支払保証

(注1) 定期性の郵便貯金のうち、民営化までに満期の到来により通常郵便貯金となったもの等を含みます。

(注2) 預金保険制度においては、決済用預金に該当する預金はその全額が保護され、一般預金等に該当する預金等は、名寄せ後、元本1千万円とその利息等が保護されます。

(2) 民営化後に、郵便局等において新たに預入する預金等

民営化後もこれまでと同様に、郵便局やゆうちょ銀行の窓口において、新たな預金等の預入やその支払等の取扱いが行われ、これらの預金等は、ゆうちょ銀行が受け入れた預金等として、他の民間金融機関と同様、預金保険制度により保護されます。政府による保証はありません。

簡易生命保険等

(1) 民営化までに、郵便局において加入した簡易生命保険契約

民営化までに、郵便局において加入した簡易生命保険契約については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に承継され、政府保証により保護されます。

(2) 民営化後に、郵便局等において新たに加入する生命保険契約

民営化後もこれまでと同様に、郵便局やかんぽ生命保険の窓口等において、新たな生命保険契約の加入等の取扱いが行われ、当該生命保険契約については、かんぽ生命保険との間で締結した生命保険契約として、他の民間生命保険会社と同様、生命保険契約者保護機構制度(注)により保護されます。政府による保証はありません。

(注) 生命保険契約者保護機構制度においては、原則、破綻時点の保険契約に係る責任準備金等のうち、その90%までが補償されることとなります。